



# 平成 30 年度介護保険制度改正について

介護保険制度は、3 年毎に制度改正が行われています。

平成 30 年度は介護保険制度改正の年となり、4 月以降に様々な改正が予定されています。今回は 5 つの改正の概要をお知らせします。

## 1. 介護報酬の改定（平成 30 年 4 月から）

平成 30 年度に国が定める介護報酬が改定されます。

サービスごとに定められた報酬額が変わります（平均改定率は+0.54%）。

この改定により介護サービスを利用する際の負担額も変わります。

## 2. 介護保険料の改定（平成 30 年 4 月から）

平成 30 年度は、3 年に一度の介護保険料改定の年となっており、介護保険の財源の負担割合についても第 1 号被保険者の負担割合が 22%から 23%へ引き上げられました。

本町においては 12 段階の多段階化を図り、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行い、平成 30 年度から平成 32 年度までの介護保険料を以下のとおり改定しました。

平成 30 年度から平成 32 年度まで 介護保険料基準月額 6,040 円

（平成 27 年度から平成 29 年度まで 介護保険料基準月額 5,610 円）

## 3. 介護医療院・共生型サービスの開始（平成 30 年 4 月から）

平成 30 年度より、介護医療院と共生型サービスが創設されました。

介護医療院では、主に長期的に療養が必要な要介護者に対して、療養上の管理のもとで介護や機能訓練を行うことを目的としています。

共生型サービスとは、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法にまたがって共生型サービスが開始され、介護保険サービスと障害福祉サービスを一体的に利用できるようになります。

#### 4. 一定以上所得者の利用者負担の見直し（平成 30 年 8 月から）

現在、介護サービスを利用した際、サービス利用料の 1 割または 2 割を利用者負担として負担いただいています。

制度改正により平成 30 年 8 月以降は、利用者負担が 2 割の人の中でも特に所得の高い人については 3 割負担となります。

要支援・要介護認定を受けている被保険者の方につきまして、全員に各自の負担割合（1 割、2 割または 3 割）を記載した「介護保険負担割合証」を送付いたします。

##### 【それぞれの割合の条件】

	負担割合
年金収入等 340 万円以上	2 割 → 3 割
年金収入 280 万円以上	2 割
年金収入 280 万円未満	1 割

#### 5. 高額介護合算療養費制度の見直し（平成 30 年 8 月から）

高額介護合算療養費制度とは、医療保険と介護保険における 1 年間（毎年 8 月 1 日～翌年 7 月 31 日）の自己負担の合算額が高額な場合に、さらに負担を軽減する制度。

現役並み所得者について現役世代と同様に、細分化した上で限度額を引き上げました。

##### 【現行】

##### 【平成 30 年 8 月～】

	70 歳以上		70 歳未満	
	70 歳以上	70 歳未満	70 歳以上	70 歳未満
現役並み (年収 370 万円～)	67 万円	細 分 化	年収 1,160 万円～	212 万円
			年収 770 万円～1,160 万円	141 万円
			年収 370 万円～770 万円	67 万円
一般 (年収 156 万円～年収 370 万円)	56 万円	据 え 置 き	一般 (年収 156 万円～年収 370 万円)	56 万円
市町村民税世帯非課税	31 万円		市町村民税世帯非課税	31 万円
市町村民税世帯非課税 (所得が一定以下)	19 万円		市町村民税世帯非課税 (所得が一定以下)	19 万円
				60 万円
				34 万円